

別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性も考慮する。選任会議は会員（評議員候補者を除く）に公開とする。

5. 年次総会時の理事会、評議員会で選任評議員の承認を得る。

移行措置

1. 平成10年度の資格を有する理事、評議員は平成11年度評議員とする。
2. 平成11年度の新評議員の選定は平成11年1月から3月までに実施する。理事会、評議員会での承認手続きは会議を召集することなく書面にて行う。選定数は15人を目処とする。

その他

1. この規約は平成10年12月18日より有効である。



発行：日本造血細胞移植学会 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65番地名古屋大学医学部第一内科内 TEL (052) 744-2146 FAX (052) 744-2161
 発行者：齋藤 英彦 編集責任：日本造血細胞移植学会ニューズレター編集委員会 印刷：株式会社セントラルコンベンションサービス 年2回発行：1999年2月発行

学会からのお知らせ

日本造血細胞移植学会 会長 森島泰雄

してまとめられた報告書が会員全員に平成11年2月に配付される。

この報告書の中に平成10年6月に改定されたデータ管理委員会規約が掲載されている。

平成11年度からの新委員には以下の諸氏が選任された。

委員長（平成11年度会長）土肥博雄 小児科系：今泉益栄、加藤俊一、河 敬世、長尾 大、花田良二 内科系：岡本真一郎、笠井正晴、原田実根、平岡 諒、森島泰雄 事務局：浜島信之、気賀沢寿人（下線：再任）

3. 編集委員会について

本学会としてモノグラフ（定期単行本）を発行することが決定された。このための編集委員会を組織することになり、学会長を中心にして具体案を検討することになった。

4. 移植ガイドラインについて

CMVガイドライン、GVHDガイドラインはほぼ出来上がり、会員に配付予定である。現在、ガイドライン委員会では移植の適応について作成中である。

5. 次期会長 / 次々期会長

次々期（平成12年度）会長に東京大学医科学研究所 中畑龍俊先生が選出された。

平成11年度総会は広島赤十字原爆病院 土肥博雄会長の下、平成11年12月16日（木）17日（金）の両日、広島国際会議場にて開催予定である。

第21回総会が平成10年12月18、19日名古屋国際会議場にて”共に力を合わせて”を合い言葉にして開催いたしました。公開シンポジウムへの出席者も含めると2000人近くの数多くの方々に参加し、盛況にて総会を終えることができました。会員の皆様の御協力に感謝いたします。

学会前日の理事会、評議員会、18日の総会における報告や決定事項につき以下にまとめて報告いたします。いずれの事項も新しい学会独自の方向性が打ち出されております。学会員の皆様の積極的な参加と御協力をよろしく願います。

1. 理事評議員選任規約の制定と平成10年度評議員の公募

長年の懸案でありました理事評議員選任規約（資料2）が制定され、これに伴い学会会則が改定され（資料1下線部）、理事評議員選任委員会の委員として委員長（前年度会長）：池田康夫、委員：今村雅寛、岡村 純、坂巻 壽、原 宏、堀部敬三の諸氏が選出された。この規約の移行措置に基づき平成11年3月までに平成10年度の新評議員の選考を下記のように実施する。

評議員応募用紙請求先：日本造血細胞移植学会事務局 谷本光音
 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65
 名古屋大学医学部第1内科
 評議員応募用紙送付先：日本造血細胞移植学会事務局 谷本光音
 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65
 名古屋大学医学部第1内科
 応募締めきり日：平成11年2月28日
 平成11年3月31日までに評議員選考委員会を開催し選考する

なお、平成11年度の定例評議員会において新理事が選挙により選考される。

2. 平成10年度全国調査報告書と全国集計データ管理委員会について

今年度から日本小児血液学会の協力を得て、成人小児を合わせた全国データの集計が可能になった。データ管理委員会事務局浜島信之先生を中心に

日本造血細胞移植学会会則及び理事評議員選任規約

(資料1)

日本造血細胞移植学会会則(平成10年12月18日改訂)

第1章 名称

第1条 本会は日本造血細胞移植学会（英語名：The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation, 略：JSHCT）と称する

第Ⅱ章 目的および事業

第2条 本会は造血細胞移植の研究とその治療成績向上を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 国内外の関係学会との交流
- 5) その他（会員名簿の発行、など）

第4条 上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータ集計事務局を常設する。

第Ⅲ章 会員

第5条 本会員は、名誉会員、功労会員、正会員、賛助会員より構成される。

第6条 名誉会員は、年次学術集会会長を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第7条 功労会員は、理事を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第8条 本会の目的に賛同し所定の手続きを経れば正会員になることができる。ただし、正当な理由無く2年間以上会費を納入しなかった場合および本会の名誉を著しく汚した場合は理事会の審議を経て除名されることがある。

第9条 正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第10条 賛助会員は本会の目的に賛同し財政的支援を与える団体をもって充てる。

第Ⅳ章 役員および役員会

第11条 本会には次の役員を置く。

会長、次期会長、次々期会長 各1名、理事20名前後（事務局に勤務する庶務担当理事1名を含む）、会計監事 2名、評議員数80名前後（理事および会計監事を含む。但し、評議員は正会員数の5%は越えないものとする）。

第12条 次々期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、評議員会で承認決定される。その任期は該年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第13条 理事は61歳（4月1日現在）までの評議員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該年度の4月1日から4年とする。ただし、任期は2期を限度とする。

第14条 会計監事は、理事の中から会長が指名する。任期は2年とする。

第15条 理事会は会長によって少なくとも2回（1回は年次学術集会の前）に開催され、全理事の2/3以上の出席をもって成立する。本会では、理事評議員選任規約の変更、事業、会計、などの審議を行う。なお、名誉会員は本会に出席し意見を述べるができるが、票決の際にはこれに加わらないものとする。会長が必要と認められた場合は臨時理事会を開催することができる。

第16条 評議員は62歳以下（4月1日現在）の正会員の中から別に定める理事評議員選任規約により選任する。任期は該年度の4月1日から2年間、65歳になる年度の3月31日迄とするが、再任は妨げない。

第17条 評議員会は名誉会員、功労会員、理事、評議員によって構成される。会長によって召集され、全評議員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。理事会での審議事項について報告すると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第18条 その他、理事会の要請に応じて各種委員会を置くことができる。各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、任期は2年とするが再任は妨げない。各種委員会の規定は別に定める。

第Ⅴ章 総会および学術集会

第19条 総会は年次学術集会の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第20条 年次学術集会は会長の責任の下に演題を公募し毎年開催される。本総会プログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長にはデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。なお、一般応募演題の発表者の中の少なくとも1人は正会員でなくてはならない。

第21条 会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。

第Ⅵ章 その他

第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第23条 本会の年会費は評議員が15,000円、正会員が8,000円、賛助会員が50,000円以上、と定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費が免除される。

第24条 年次学術集会は一般公開とする。会場費は会長の責任によって定められるものとする。

<付則>

1. 事務局およびデータ集計事務局はそれぞれ、変更の必要が生じない間は名古屋大学第1内科および愛知県がんセンター研究所疫学部設置する。
2. 下記の委員会を設置する。

全国集計データ管理委員会
ガイドライン委員会
編集委員会
理事評議員選任委員会

平成7年12月21日制定

平成8年12月18日改定

(資料2)

日本造血細胞移植学会理事評議員選任規約(細則)

第1章 理事評議員選任委員会

第1節

1. 理事評議員選任委員会（以下委員会と略）を設置する。
2. 前年度会長を委員長とする。
3. 委員は理事会において評議員の中から5名選任する。
4. 委員の任期は2年とし、再任はしない。
5. 委員会は以下に記す任務を遂行する。
 - 1) 理事選出についての実務
 - 2) 評議員の選任

第2章 理事の選任

第1節 理事の選出

1. 理事の定数は20名とする。
2. 評議員は理事候補者になることができる。
3. 理事候補者になろうとするものは、委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。
5. 委員会は理事の選挙を行う評議員会において専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を評議員に配付する。
6. 理事は通常評議員会において出席した評議員の無記名投票に

より決定する。

7. 評議員が投票する数は3名とする。
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、その他の臨床系1名、基礎系1名、コメディカル1名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわりなく、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。得票数が同数の場合には年令の高い者を当選とする。立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、評議員会の承認を得ることとする。専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、評議員会の承認を得ることとする。
9. 理事の任期は4年とする。ただし任期は2期を限度とする。
10. 理事の選出は2年に一度行う。
11. 理事に欠員が生じ、残りの任期が2年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

移行措置

1. 平成11年度は平成10年度の資格を有する理事が理事を務め、任期は1年とする。この任期は再任時の任期数には算定しない。
2. 平成11年度の定例評議員会において20名の次年度以降の新理事（専門科別は第7項の2倍の人数）を選出するが、抽選により10名（専門科別の人数は第7項の人数）は2年任期とする。ただし、この2年任期は再任時の期数には算定しない。
3. 平成12年度の監事の選任は2名とし、抽選により1名は2年任期とする。

第3章 評議員の選任

第1節 評議員候補の資格。

1. 下記の資格を有する会員は評議員候補者になることができる。
 - 1) 連続5年以上本会の正会員で、会費を完納したものである。ただし、選挙が行われる年に満60歳に達したものは候補者にならない。
 - 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第2節 評議員の選任。

1. 評議員の定数は正会員数の5%を越えないものとする。
2. 委員会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、会長に報告する。
3. 評議員となることを希望する者（評議員候補者）は、別に定める書式により、年次総会の5ヶ月前から3ヶ月前までに委員会委員長あてに郵送（書留郵便）にて届け出るものとする。委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 委員会は年次総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカルの3分野